

# 令和5年度 第1回太田市公共工事入札等監視委員会 次第

日 時 : 令和5年6月22日(木)

場 所 : 太田市役所10階 政策推進会議室

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 事務局紹介

## 4 議 題

### (1) 太田市の入札契約制度等について

### (2) 令和4年度入札・契約状況について

- ・資料2-① 令和4年度入札・契約状況
- ・資料2-② くじ引きの状況(契約検査課取扱い案件)

### (3) 令和4年度下半期入札契約の内容審査について

- ・内容審査No.1 : (仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事  
(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業 電気設備工事  
(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業 機械設備工事
- ・内容審査No.2 : 堰下橋、無名橋49補修工事  
無名橋49、堰下橋補修工事

## 5 その他

## 6 閉 会

# 令和5年度 第1回太田市公共工事入札等監視委員会 会議概要

開催日時	令和5年6月22日(木) 午前9時54分～
開催場所	太田市役所10階 政策推進会議室
出席者	[委員] 小川委員長、大谷副委員長、大島委員、湯澤委員、中村委員(出席) [事務局] 瀬古総務部長 以下4名

## 1 開 会

## 2 挨拶

### 《委員長》

お忙しい中、皆さんご出席頂きありがとうございます。コロナも5類になりマスク生活にも慣れてきたところですが、これから暑くなってくるので体調には留意して下さい。先日、事務局と打ち合わせを行い、議題を決定しました。本日の議事は、手際よく進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。委員の皆様も積極的な発言をお願いしたいと思います。

### 《総務部長》

本日はお忙しい中、令和5年度第1回太田市公共工事入札等監視委員会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。梅雨の時期を迎えておりますが、新型コロナウイルスの感染は増加傾向にあるようです。本日は少し涼しいようですが、来週には蒸し暑くなるということですので、熱中症対策を含めまして、皆様におかれましては体調管理に十分留意してください。

本日の監視委員会は、令和4年度下半期の入札契約案件につきまして、ご審査頂くこととなりますが、慎重審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

## 3 事務局紹介

## 4 議 題 (進行:委員長)

### (1) 太田市の入札契約制度等について

#### 令和5年度の主な変更点

##### ① 余裕期間制度について

従来から実施している「任意着手方式」に、令和5年度より「発注者指定方式」を加えて試行拡大します。

##### ② 現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について

現場代理人の兼務を認める金額基準につきまして、これまでの「3,500万円未満」から「4,000万円未満」に緩和措置を拡大します。

## 《 審議結果 》

**委員：余裕期間制度と現場代理人の常駐義務緩和は、いずれも人手不足に対する対応ということか。**

事務局：余裕期間制度は、受注業者が施工期間のある程度の裁量をもって選ぶことができる制度でありまして、技術者の配置等について柔軟な対応が可能になる利点があり、人手不足による入札不調対策として試行しているものです。また現場代理人の常駐義務緩和については、人手不足の状況を受けまして、過去に対象工事を500万円未満から3,500万円未満に、そして今回4,000万円未満へと拡大を図り、受注しやすい環境整備を図ろうというものでございます。委員ご指摘のとおり、人手不足に対する対応ということです。

**委員：入札不調となる件数は多いのか。**

事務局：令和4年度は22件、令和3年度は9件でした。年によって多い少ないがあり、一定ではありません。

## (2) 令和4年度入札・契約状況について

### ◎令和4年度（実績）

#### ◆入札・契約状況について（事務局より説明）

項目	件数	予定価格(円) (税抜き)	落札金額(円) (税抜き)	単価平均落札率 (対予定価格)	加重平均落札率 (対予定価格)
●競争入札 小計 (対前年比)	460 (110.84%)	9,465,370,000 (219.66%)	8,608,280,000 (227.70%)	86.79% (+3.46%ポイント)	90.94% (+3.20%ポイント)
条件付一般競争入札 (通常型)	354	8,918,760,000	8,114,950,000	86.10%	90.99%
うち総合評価方式	0	0	0	-	-
条件付一般競争入札 (小規模型)	100	303,380,000	272,580,000	89.02%	89.85%
指名競争入札	6	243,230,000	220,750,000	90.05%	90.76%
●随意契約 小計	8	114,890,000	113,490,000	98.37%	98.78%
うちコンペ又はプロポーザルによる契約	1	31,800,000	31,800,000	100.00%	100.00%
合計 (対前年比)	468 (110.12%)	9,580,260,000 (86.38%)	8,721,770,000 (82.58%)	86.98% (+3.27%ポイント)	91.04% (△4.18%ポイント)

#### ◆くじ引きによる落札件数の状況（事務局より説明）

種別		令和4年度	令和3年度
工事		52.9%	59.3%
業務委託	建設コンサルタント	12.8%	21.6%
	役務	94.7%	88.9%
	業務委託計	76.0%	69.5%
合計		61.3%	63.5%

## 《 審議結果 》

**委員：**土木工事は、くじ引きの件数、割合が少なく、高額な案件が多いと感じる。規模の大きな工事だから、大手の A ランク業者など入札参加者が限られているという認識でよいか。

事務局：工種ごとに、施工しやすさや参加業者数の多寡は、傾向があると認識しています。例えば、土木についてはくじ引き率が低い、その一方で舗装については、ほとんどがくじ引きで、かつ、落札額も最低制限価格に近くなっておりまして、工種ごとに工事内容のやりやすさや競争の多寡が影響していると思われます。

**委員：**土木の大きい工事は、令和 4 年の中央公契連モデルで人件費、燃料費や資材が上がっていても、それでは追いつかないため、最低制限価格では入札してもらえないということなのか。それとも他の仕事があるから入札しないということなのか。そのあたりはどのように考えているのか。

事務局：なかなか案件ごとに一つ一つ確認というのは、発注者側からできないので、応札者側の真意を探ることは難しいと考えます。確かに土木工事は、最近、高額の案件ほど落札率が高いということは認識していますが、その理由が公契連モデルに関係しているかということとは分かりません。

**委員：**民間の感覚からすると、大きい工事を受注しても、手間ばかりかかって、手元に利益が残らないとなると、応札しなくてもいいというところは正直あるかもしれない。

事務局：当然、もうこれは出来ないという場合、辞退となると思いますが、業者さんによっては、なかなか難しいがこの金額であれば何とかやれるというところで、最低制限価格よりも少し高い金額で応札していただける、このあたりがラインになってくるかと思えます。

### (3) 令和 4 年度下半期入札契約の内容審査について

- ◆内容審査 No. 1：(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事
- (仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 電気設備工事
- (仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 機械設備工事

#### ●発注概要・経過 (事務局より説明)

##### [ 経緯説明 ]

本事業は、老朽化した新田図書館及び施設の集約化により高効率化を目指す新田保健センターや行政窓口機能を統合し、太田市西部地域のにぎわい拠点となり得る施設として整備する事業です。事業期間は、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間、令和 6 年度中の供用開始を目指しています。

今回、ご審査いただくのは、この建設工事にかかる建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の 3 案件です。まず発注形態ですが、建築一式工事として一括して発注するのではなく、市内業者が可能な限り元請施工業者として公共工事に関われるよう、分離して発注したものです。分離発注とすることについて特に金額等の基準はありませんが、今回のような大規模な公共施設建設工事はもちろんのこと、小中学校の給食室建設事業、市営住宅建設事業などにおいても分離発注としています。また、それほどの規模にはならない建設工事などについては、発注の際に契約検査課と事業担当課で協議の上で判断しているところです。

次に、入札参加資格要件ですが、この案件は「太田市入札参加資格者名簿の建設工事「建築一式」に登録された業者で、特定建設業許可を有すること。等級格付けが「建築一式 A 等級である」業者のうち、市内に本店を有するもの」への発注としておりまして、これは発注基準どりの設定です。金額が大きな工事ですが、内容として「特殊性」などは特にないとことから、施工実績は求めませんでした。またこの 3 案件は同時に進める必要がある案件であることから、同日公告となる電気設備工事、機械設備工事の 2 案件について、落札候補者がいないときは入札を中止するとの条件を設定しました。さらに、2 件の設備工事に加えて、同じ敷地内で発注される「解体工事」も含めた中で、いずれかの案件の落札候補者となった者は、建築主体工事を落札できないとする「相互取り分け」という条件を設定しました。

次に、予定価格と最低制限価格ですが、本市の入札制度の原則として、入札契約に係る透明性の確保などを図る目的で、事前公表という形で入札公告上に表示しています。

以上が建築主体工事の入札条件ですが、電気設備工事、機械設備工事についても、発注基準どりの条件で、施工実績は求めず、中止となる条件、相互取り分けの条件を建築主体工事と同様に設定しています。

最後に入札結果ですが、建築主体工事については、入札参加資格要件で設定した「建築一式 A 等級、特定建設業許可を有する市内業者」という条件に合致する業者 17 者中、参加申請があった業者が 8 者、このうち「辞

退した業者が6者、応札のあった2者のうち石川建設（株）が12億890万円で落札者となりました。なお落札率は99.91%でした。

次に、電気設備工事については、入札参加資格要件で設定した「電気A等級、特定建設業許可を有する市内業者」という条件に合致する業者9者中、参加申請があった業者が7者、このうち2者が辞退となりまして、イズミ電機工業（株）が2億5,700万円で落札者となりました。落札率は99.73%でした。

次に、機械設備工事については、入札参加資格要件で設定した「管A等級、特定建設業許可を有する市内業者」という条件に合致する業者13者中、参加申請があった業者が8者、そのうち1者が辞退となりまして、（株）グンエイが2億1,800万円で落札者となりました。落札率は98.33%でした。

以上がNo.1の3案件のご説明となります。

内容審査 No.1 - ①		発注形態	条件付一般競争入札 (事後審査型)	
案件名	(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事	履行場所	太田市新田金井町6番1(おが地内)	
概要	①図書館、保健センター、行政窓口機能を持つ複合施設の建築主体工事一式(ユニット及びカーテン設備工事、外構工事は別途工事) ・構造・規模 鉄骨2階建て ・最高高さ 11.52m ・延床面積 3,998.11m <sup>2</sup> ・敷地面積 8,089.89m <sup>2</sup>			
契約年月日	太田市議会議決の日(令和4年12月6日)			
履行期間	太田市議会議決の日の翌日(令和4年12月7日)～令和6年7月31日			
予定価格	1,210,000,000円(税抜き)			
落札価格	1,208,900,000円(税抜き)	落札率	99.91%	
契約の相手方	所在地 名称 代表者名	群馬県太田市浜町10-33 石川建設(株) 代表取締役 石川 雅之		
入札結果	●8者が参加申請、6者が辞退、2者による入札 ●石川建設(株)が落札者として決定した。			

内容審査 No.1 - ②		発注形態	条件付一般競争入札 (事後審査型)	
案件名	(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 電気設備工事	履行場所	太田市新田金井町6番1(おが地内)	
概要	図書館、保健センター、行政窓口機能を持つ複合施設の電気設備工事一式 ・電灯設備工事一式 ・動力設備工事一式 ・受変電設備工事一式 ・発電機設備工事一式 ・構内情報通信網設備工事一式 ・構内交換設備工事一式 ・電気時計設備工事一式 ・音響設備工事一式 ・非常放送設備工事一式 ・誘導支援設備工事一式 ・ITV設備工事一式 ・機械警備設備工事一式 ・火災報知設備工事一式 ・構内配電設備工事一式			
契約年月日	太田市議会議決の日(令和4年12月6日)			
履行期間	太田市議会議決の日の翌日(令和4年12月7日)～令和6年7月31日			
予定価格	257,700,000円(税抜き)			
落札価格	257,000,000円(税抜き)	落札率	99.73%	
契約の相手方	所在地 名称 代表者名	群馬県太田市内ヶ島町1205-5 イズミ電機工業(株) 代表取締役 冢泉 栄一		
入札結果	●7者が参加申請、2者が辞退、5者による入札 ●イズミ電機工業(株)が落札者として決定した。			



◆内容審査 No. 2 : 堰下橋、無名橋 49 補修工事  
無名橋 49、堰下橋補修工事

●発注概要・経過（事務局より説明）

[ 経緯説明 ]

本事業は、「橋梁の補修工事」ですが、条件付一般競争入札で 2 回発注したところ、2 回とも入札不調となった案件です。事業概要としては、令和 2 年 3 月現在で本市の管理する橋長 2m 以上の橋梁 759 橋について、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、順次、予防的な修繕工事を行っているところですが、このうち本件については、建設後 44 年経過している西本町の堰下橋、同じく 28 年経過している世良田町の無名橋 49 について、橋面防水工、表層工、ひび割れ補修工などを実施するものです。

まず 1 回目の発注について説明します。入札参加資格要件ですが、「太田市入札参加資格者名簿の建設工事「土木一式」に登録された業者で、等級格付けが「土木一式 A 等級又は B 等級である」業者のうち、市内に本店を有するもの」への発注としました。これは、前年度の同様の発注案件の結果（土木一式 B 等級への発注について、参加 4 者、辞退 3 者で応札 1 者）を踏まえて、参加対象者を増やすため、発注基準では B 等級への発注案件となること、A 等級まで拡大したものです。また、本案件に関する「応札業者数が少なくなることへの懸念事項」としまして、2 橋の施行場所が地理的に離れた場所であること、西本町の堰下橋は市街地にある交通量の多い狭い道路であり、かつ、周辺では県事業による河川改修工事（八瀬川）が施工中であるため現場的に混みあっていること、といった施工場所の問題がありました。これらの理由も、発注ランクを「基準どおりの B 等級」から「A 等級又は B 等級」へと拡大することとした理由のひとつです。

次に入札結果です。入札条件に合致する業者は 44 者（A 等級 23 者、B 等級 21 者）ありましたが、実際に参加申請があったのは 4 者（A 等級 1 者、B 等級 3 者）であり、さらにこの 4 者全てが辞退となり、入札不調となってしまったものです。

続いて 2 回目の発注について説明します。まず履行名称ですが、入札不調案件の再発注においては、履行名称を変更するというルールに従い、橋梁の順序を入れ替えて対応しました。

次に、予定価格ですが、1 回目 が 959 万円であったのに対し、今回は 714 万円としました。通常、入札不調案件の再発注においては、多くの場合、内容や単価の見直しにより「金額が増える」傾向がありますが、今回のケースでは、過去に会計検査院の「一つの橋梁にかかる金額が大きすぎる」との指摘があったことを踏まえた群馬県の指導により補修工事内容を見直し、金額を引下げたものです。この結果、実際の補修工事の内容も 1 回目の発注とは若干異なる内容となりました。

次に、入札参加資格要件ですが、2 回目の発注では、「太田市入札参加資格者名簿の建設工事「土木一式」に登録された業者で、等級格付けが「土木一式 A 等級、B 等級又は C 等級である」業者のうち、県内に本店又は支店・営業所等を有するもの」への発注としました。これは発注基準では C 等級への発注案件となることを、A、B 等級まで拡大したものです。また、地域要件につきましても、太田市の原則である「市内業者」への発注から、県内に本店・支店等がある、いわゆる「準県内」まで拡大しました。ここまで大きく拡大した理由としましては、本件が国庫補助対象事業であり、早めに確実に実施することが求められているなどの事情があることから、地域要件も含めた拡大対応を図りました。

次に入札結果です。入札条件に合致する業者は 331 者（A 等級 131 者、B 等級 83 者、C 等級 117 者）ありましたが、実際に参加申請があったのは 2 者（C 等級 2 者）であり、前回同様、2 者ともに辞退となり、2 回目の入札不調となったしまったものです。

このように 2 回の入札不調となってしまったわけですが、この時点で既に 11 月 22 日であり、必要とする工期を考えると、3 回目の発注を契約検査課案件として行うことは、現実的に困難な状況となってしまいました。

また、国庫補助事業であり、確実な実施が求められている中で、橋梁補修工事では出水期を避ける必要があるという事情や、無名橋 49 については水利組合との工期調整において 3 月中の竣工が求められているといった事情もありました。

これらの諸条件を考慮した結果、残された発注方法として、事業担当課にて指名競争入札で執行することとなり、令和 4 年 11 月 25 日に開催された第 12 回入札審査委員会において承認を得て、担当課による指名競争入札を実施しました。なお指名業者については、担当部局からの推薦に基づき土木一式に登録のある市内業者のうち、今回の工事と同等レベルの橋梁補修工事に関する専門的な技術と実務経験を有する業者 5 者を入札審査委員会にて選定しました。

入札結果ですが、指名業者 5 者全てから応札があり、小林興業（株）が 770 万円で落札者となりました。落札率は 98.04% でした。

本案件につきましては、1 回目では、発注基準 B 等級のところ A、B 等級へ拡大して対応し、2 回目では、発注基準 C 等級のところ、A、B、C 等級まで拡大し、さらに地域要件を「市内業者優先」という原則の例外として、準県内まで拡大して対応しました。そして後がない 3 回目では、本来は契約検査課発注案件であるところ、担当課発注に変更し、さらに条件付き一般競争入札が原則であるところ、指名競争入札に変更するという大幅な変更をもって、ようやく落札者が決定し、事業を実施することができたという案件でした。

以上が No.2 の 2 案件のご説明となります。

内容審査 No.2 - ②		発注形態	条件付一般競争入札 (事後審査型)	
案件名	堰下橋、無名橋49 補修工事		履行場所	太田市西本町ほか地内
概要	1 堰下橋 ・橋面防水工 一式      ・表層工 一式 ・伸縮装置設置工 一式      ・防護柵補修工 一式 2 無名橋49 ・橋面防水工 一式      ・表層工 一式 ・ひび割れ補修工 一式      ・表面含浸工 一式			
契約年月日	-			
履行期間	令和4年10月20日～令和5年2月28日			
予定価格	9,590,000円 (税抜き)			
落札価格	不調	落札率	-	
契約の相手方	所在地 名称 代表者名	-		
入札結果	●4者が参加申請、4者が辞退			

内容審査 No.2 - ②		発注形態	条件付一般競争入札 (事後審査型)	
案件名	無名橋49、堰下橋補修工事		履行場所	太田市世良田町ほか地内
概要	1 無名橋49 ・ひび割れ補修工 一式      ・ひび割れ充填工 一式 ・表面保護工 一式 2 堰下橋 ・橋面防水工 一式      ・伸縮目地補修工 一式 ・防護柵補修工 一式      ・区画線工 一式			
契約年月日	-			
履行期間	令和4年11月30日～令和5年3月24日			
予定価格	7,140,000円 (税抜き)			
落札価格	不調	落札率	-	
契約の相手方	所在地 名称 代表者名	-		
入札結果	●2者が参加申請、2者が辞退			

### 《 審議結果》

**委員**：2回目の発注の時、国庫補助事業ということで、県から施工内容について指導があったということだが、もし1回目の発注で落札決定していたら余計な工事を施工していたということか。事前にチェックすることはできないのか。

**事務局**：今回の件については、国の会計検査の時期とそれを受けての県からの指示の時期が、1回目の発注時期に間に合っていなかったということです。仮に1回目の発注で落札されて、その後の事情変更があった場合、契約変更も考えられます。また今回のケースですと、国の補助対象となるかならないかということでありまして、補助対象とならない場合でも太田市が独自に費用を負担して施工することは、施設の長寿命化という事業の目的からは逸脱しないと考えます。ただし、これから沢山の橋を継続して修繕していく上で

過剰な施工は必要ないのではないかという考え方もあるかと思しますので、今後の検討課題であると認識しています。

**委員：担当課で発注する場合の入札審査委員会に提出する推薦業者は、都市政策部で選んでいるのか。事前にヒアリング等をしているのか。**

事務局：契約検査課と事前に打ち合わせを行っております。その中で、過去の同種の工事等の指名実績を情報提供しまして、推薦業者を選定してもらっています。

**委員：業者にヒアリングはしないのか。**

事務局：直接ヒアリングすることはありませんが、担当課にて情報収集はしています。施工できない業者を指名することのないよう注意しています。今回の件については、条件付一般競争入札で不調になる案件が、指名競争入札となると応札していただけるのは何でだろうかという思いはあります。市内の業者、すべてのランクを対象に公告しても手が挙がらず、指名すると入札していただきました。ありがたい話ではありますが。

**委員：業者さんがもっと積極的に参加していただければ、より良い入札制度になるのではないか。**

事務局：はい。ですが、最初から指名競争で実施すればよい、となるとこれは難しい話となります。

**委員：個別に業者さんをお願いすることはできないのか。**

事務局：個別にということになれば、随意契約になります。指名競争入札でもいよいよ難しいとなれば、随意契約ということになります。

**委員：本日の議題で、令和4年度は入札不調が多かったとのことだったが、こういったケースでは再度入札で落札されることが多いのか、それとも指名競争入札までいく場合が多いのか。**

事務局：個別のケースについて、何ともいえないところではありますが、令和4年度については、他に農業用水路法面工事が2度不調になっています。施工が水の状況に影響されるということで、不人気なのではないでしょうか。実際の不調の理由は、金額なのか、配置技術者なのか特定しづらいところではありますが、過去の傾向からすれば、配置技術者の確保が困難であることが原因なのではないかと推測します。そこで本日冒頭でご説明した余裕期間制度の拡充ですとか、現場代理人の常駐義務の緩和ですとか、そういうことで不調対応を図っていきたく考えています。それでもダメであれば担当課による指名競争入札を検討いたします。

**委員：予定価格は、引き続き事前公表していくのか。**

事務局：県内の前橋市、高崎市、渋川市で職員が逮捕される事例がでています。特に前橋市については、事件を受けて予定価格を事前公表に変更しています。太田市としても引き続き予定価格も最低制限価格もオープンにやっていきたいと考えています。

## 5 その他 (特になし)

## 6 閉会

《総務部副部長》

本日は、貴重なご意見を賜りありがとうございます。入札制度につきましては、何をもっても公平公正、そして透明性が確保されることが大事であると思っております。このことを命題といたしまして、事務をつかさどる我々としても日々研鑽して参りたいと思っております。

また委員の皆様のご意見を賜ればと思っております。本日はありがとうございました。